令和7年度 長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

よくあるご質問一覧

応募(申請)関係編

	Q	A
1	支援候補者に登録された場合、支援	登録することだけで支援が決定するものではな
	が決定するのか。	く、対象業種へ就職後、遅滞なく所定の手続きが必
		要です。
		就職後の認定申請時の応募者が多数の場合は、選
		考の上、支援候補者を認定する場合があります。
2	支援候補者の登録後に他の対象奨	各奨学金の審査と本事業の審査は別のものであ
	学金の申し込みを行う予定だが、本	り、本事業の支援候補者として登録していても、各
	事業の支援候補者であれば、必ず奨	奨学金の貸与基準を満たしていない場合は、奨学生
	学生として採用されるのか。	として採用されない場合があります。
	 支援候補者に認定された場合、就職	 本事業の支援候補者として認定されたからといっ
3	後の奨学金返済は猶予されるのか。	て返済猶予にはなりません。約定に従って返済を
		行ってください。
4	人学時の一時金と奨学金の利息は	入学時の一時金や奨学金の利息、奨学金の返済を
	支援対象となるのか。 	延滞した場合の延滞金は支援対象外です。
	長崎県内で働きたいと考えている	応募時点において、長崎県内の対象業種へ就職す
5	が、現時点ではまだはっきりしませ	ることを少しでも検討されている方であれば応募
	ん。応募できるのか。	可能です。
6	現在大学院 1 年生だが、大学時代に	大学等の入学から大学院卒業までに受給した対象
	も対象奨学金を受給していた。支援	奨学金全体が対象となります。
	を受けられる対象は大学院時代のみ	
	か。大学の時からの合計か。	
7	本事業と他の奨学金返済支援制度	併用できますが、本事業と他の奨学金返済支援制
	を併用できるのか。	度を併用する場合、本事業による支援額は、奨学金
		の総額から他の奨学金返済支援制度による支援額
		を差し引いて算定する場合があります。